

令和 8 年度 福岡武道館 大会等申込要項

1. 申込対象期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 9 年 3 月 31 日(水)までに開催するもの

2. 予約受付条件

上記対象申込期間に大会、講習会等で利用を希望する場合または、福岡市民体育館との相互利用を希望する場合(すでに福岡市民体育館の利用が決定していること。)

3. 施設概要

(1) 武道場

柔道場 4 面、剣道場 4 面

(2) 弓道場

近的 12 人立ち

(3) 相撲場

本土俵 1 面、練習用土俵 2 面

(4) 体育館(縦約 34 メートル、幅約 22 メートル、高さ約 7 メートル)

・バスケットボール(ミニバスケットボール):1 面

・バレーボール(6 人制):1 面

・卓球:4 面

・バドミントン(ソフトバレーボール):3 面

※公式戦(高さ制限等あり)を開催する場合は、事前にご相談ください。

(5) 控室(兼会議室)

部屋名	階層	収容人数
控室 1(兼会議室)	地下1階(体育館エリア)	12 名程度収容
控室 2(兼会議室)	地下1階(体育館エリア)	12 名程度収容
控室 3(兼会議室)	2階(武道場エリア)	20 名程度
控室 4(兼会議室)	3階(武道場観覧席エリア)	18 名程度収容
控室 5(兼会議室)	4階(弓道場エリア)	12 名程度収容

※収容人数は、長机 1 台に対して椅子 3 脚を口の字型で設置した場合です。

※控室 1(兼会議室)と控室 2(兼会議室)は可動間仕切りであるため同時に利用が可能です。

4. 申込方法

予約希望日を福岡武道館窓口もしくは、電話にてお問い合わせの上、内定をしていない場合のみ仮受付させていただきます。

5. 受付期間

令和 7 年 12 月 26 日(金)から令和 8 年 1 月 25 日(日)まで ※12月 29 日(月)～1月 4 日(日)は除く

6. その他留意事項

- (1) 福岡武道館の設置目的に反するおそれのある利用や、福岡武道館の管理運営上支障をきたすおそれがある利用の申込みはできません。また、実施日前後の会場設営、撤去等のために利用する場合は、大会等と合わせてお申込みください。
- (2) 希望日時が他の利用希望と重複した場合は調整いたしますので、あらかじめご了承ください。なお、既に福岡武道館で大会等を実施することが内定している場合には、利用することができません。
内定状況につきましては、施設へご確認いただきますようお願いいたします。
- (3) 施設を連続利用する場合、原則 5 日間とします。なお、連続利用で、会場をそのまま維持しておく場合、21 時までお借りいただく必要があり、21 時までの占用利用料が発生します。
- (4) 次の日については予約受付の対象外とします。
 - ・毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
 - ・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間
- (5) 福岡武道館は、災害発生時の対応にあたる自治体職員、警察・消防関係者その他応援団体等の活動拠点等として使用されることがあります。また、下記事項に該当する日については、内定の取消しを行う場合があります。あらかじめご了承ください。
 - ・県の特別工事が行われる場合
 - ・改修工事及び緊急やむを得ない工事等が行われる場合
 - ・その他、特別な事態が発生した場合
- (6) 原則として、提出後の修正はできません。**先着順ではありません**ので、申込内容を十分にご確認の上、ご提出ください。
- (7) 福岡武道館は、「警察術科訓練の推進向上」を設置目的としており、平日の日中(午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間)は、福岡県警察の特別訓練員が「武道場」を占用利用しますので、原則この時間は一般の利用はできません。ただし、大会や遠征等「武道場」を占用利用しない場合があるため、平日(休館日を除く。)の日中の利用を希望する場合についても別紙「令和 8 年度福岡武道館相互利用申込書」にご記入ください。
- (8) 利用料金は、別添「福岡武道館料金表」をご確認ください。なお、減免事項(占用利用)は次のとおりです。

減免事項	減免額
県教育委員会又は市町村教育委員会が体育に関する指導者の研修、競技会等の行事に利用する場合	利用料金の額の 50 パーセントに相当する額
学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)が体育の学習指導又は学校行事に利用する場合	利用料金の額の 50 パーセントに相当する額
福岡県又は福岡県教育委員会が主催又は後援し、学校体育団体(下部組織含む。)が主催又は主管する競技大会並びに研修会	利用料金の額の 50 パーセントに相当する額
公益財団法人福岡県スポーツ協会、福岡県スポーツ推進委員協議会が主催する事業	利用料金の額の 50 パーセントに相当する額
児童福祉法に規定する保育所が教育上の目的のために利用する場合	利用料金の額の 50 パーセントに相当する額

7. お問い合わせ先

〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園 8 番 3 号 福岡武道館

(TEL)092-633-2666 (FAX)092-633-2667

(e-mail)fukuokabudokan@shinko-sports.com